

調停制度（家事事件）について

- ▶ 調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。



調停は、家事調停と民事調停があります。
ここでは、家事調停について説明します。

家事調停

- ▶ 家事調停では、婚姻中の夫婦や子の監護をめぐる紛争（養育費や面会交流など）、遺産分割など、家庭に関する紛争を取り扱います。



調停手続きの特徴

手続きが簡単

- ▶ 申立てをするには、解決したい事柄や申立てに至る事情等を記載した申立書を提出する必要があります。
- ▶ 家庭裁判所の窓口には、記入しやすい定型の申立書用紙が備え付けてありますので、これを利用することができます。

費用が安い

- ▶ 申立てには、手数料として1200円の収入印紙を申立書に貼っていただくこととなります。
- ▶ 通信等のために使用する郵便切手等が必要となります。

秘密が守られる

- ▶ 非公開の手続であるため、関係者のプライバシーが固く守られます。
- ▶ 形式ばらずに、なごやかな雰囲気の中で、自分の考えを述べることができます。

調停の流れ

申立て

調停手続は、原則として当事者からの申立てによって始まります。



調停期日

当事者双方の言い分を十分に聴き、紛争解決に向けて話し合いを行います。



調停終了

調停成立

調停期日で当事者双方が合意に達すれば、その内容を記載した調書を作成します。調書に記載された事項（調停条項）は、確定判決と同じ効力を有するとされています。

調停不成立

当事者双方が納得する解決策が得られない場合、当事者が出頭せず話し合いができないような場合等には調停不成立として事件を終了することになります。

調停の取下げ

調停の申立人は、調停が終了するまでは、自由にその申立てを取り下げることができます。